

# 国土利用計画法に基づく 土地取引に係る事務処理要領

## 第1章 総則

### 第1 趣旨

この要領は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号。以下「法」という。）の規定に基づく土地に関する権利の移転又は設定の届出等に係る本庁都市計画部土地政策課（以下「本庁」という。）及び北部都市計画事務所（以下「事務所」という。）における事務処理を円滑かつ適正に行うため、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 事務処理の対象

この要領に基づく事務処理の対象は、次のとおりとする。

- 1 法第23条第1項の規定に基づく土地売買等の届出（以下「事後届出」という。）
- 2 法第27条の4第1項（法第27条の7第1項の規定に基づき法第27条の4を準用する場合を含む）の規定に基づく土地売買等の届出（以下「事前届出」という。）
- 3 国土利用計画法施行規則（昭和49年内閣府令第72号。以下「施行令」という。）第21条第1項（法第27条の7第1項の規定に基づき法第27条の4を準用する場合を含む）の規定に基づく確認申請
- 4 「国土利用計画法の施行について」（昭和49年12月24日49国土利第61号国土庁土地局長通達。以下「局長通達」という。）の第8の2に基づく有効期間の延長の申請
- 5 局長通達第7に基づく大規模土地取引等（開発を伴う2ヘクタール以上の一団の土地取引、100区画以上の宅地分譲及び50区画以上の別荘地分譲をいう。）における事前指導の申出

## 第2章 事後届出に係る事務処理

### 第1節 本庁又は事務所における事務処理

#### 第1 届出の受理

- 1 届出をしようとする者（以下「届出者」という。）から規則第20条第1項の届出書（以下「届出書」という。）の提出を受けたときは、届出書の記載事項、別表1の添付書類及び届出部数（2部）について、直ちに届出書形式審査要領（別紙1）により形式審査を行い、瑕疵がないと認めるときは受理するものとし、瑕疵が軽微で補正しう

るものであるときは届出者に補正させた上、受理するものとする。ただし、届出書の土地に関する事項の所在が中区、東区、西区、南区及び北区内の届出書は、本庁が又は浜北区及び天竜区内の届出は、事務所が受理するものとする。

- 2 本庁又は事務所は、1により届出書(添付書類を含む。以下同じ。)を受理したときは、届出書整理簿(様式第1号)に必要事項を記載するとともに、届出者から請求があったとき又は当該届出書が郵送で提出されたものであるときには、受理書(様式第2号)の交付若しくは届出書の写しに受付印を押印し受理番号を記入したものを交付するものとする。ただし、受理番号については、本庁へ確認するものとする。
- 3 届出書を受け付けた日とそれを受理するための審査を了し受理すべきものと認めた日又は受理書等を発行した日とが異なるときは、当該届出書の受理日は当該受付日とするものとする。
- 4 形式審査の結果、瑕疵が判明し、又は届出が不要であると判明した場合には、補正を求める等必要な手続きをとるものとし、届出者から請求があったとき又は当該届出書が郵送で提出されたものであるときには、不受理書(様式第3号)を付して、当該届出書を当該届出者に返戻するものとする。

## 第2 届出書の送付

事務所は、第1により届出書を受理したときは、受理した届出書の副本1部を受理した課の控えとし、正本1部を本庁へ速やかに送付するものとする。

## 第3 意見書の作成及び送付

- 1 本庁又は事務所は、意見書作成要領(別紙2)により、意見書(様式第4号)を、届出書確認チェックリスト記載要領(別紙3)により届出書チェックリスト(様式第5号)を作成するものとする。
- 2 事務所は、当該届出書の受理後1週間以内に意見書及び届出書チェックリストを本庁に送付するものとする。
- 3 意見書の作成に当たって、当該届出に係る事案が都市計画法(昭和43年法律第100号)、森林法(昭和26年法律第249号)等他法令の適用関係等の点で特に問題となる場合を除いて庁内関係各課との意見調整は、適宜簡便に行うものとする。
- 4 当該届出に係る事案に農地法(昭和27年法律第229号)第5条第1項又は第73条第1項の許可を要する土地が含まれている場合には、届出書の写しを関係する農業委員会に送付する等して、同法に基づく許可の見通しについて意見聴取を行い、意見書に調整結果を反映させるものとする。

## 第4 届出書の取下げ

- 1 本庁又は事務所は、第1の1により受理した届出書の取下げについては、取下げ申

出書（様式第6号）により行わせるものとする。

- 2 1により取下申出書が提出されたときは、直ちに本庁に連絡の上、取下げ申出書を送付するとともに届出書整理簿に必要事項を記載し、届出者より請求があったときは、これを返戻するものとする。

## 第2節 本庁における事務処理

### 第5 届出書の受付等

第1の1により本庁で受理したとき又は第3の2により事務所から届出書の送付を受けたときは、届出書整理簿に記載することにより届出書を受付けた後、土地取引規制実態統計処理システムに必要事項を入力するものとする。

### 第6 届出書が要件を欠く旨の通知

- 1 届出書を受理した場合において、届出が不要であると判明した場合には、当該届出者に対し、当該届出書が必要な要件を欠くものである旨を通知書（様式第7号）により通知するものとする。
- 2 事務所において受理した届出書において、1により当該届出書が必要な要件を欠くものである旨を通知したときは、速やかに事務所にその旨を通知するものとする。

### 第7 届出書の審査

- 1 届出書の審査は、利用目的について、意見書の意見を考慮の上、利用目的審査の基準（別紙6）に基づき行うものとする。  
なお、届出された個々の取引価格（設定対価の額）については、届出地の「相当な価額」を算定し、これを取引価格と対比するものとする。
- 2 審査に当たっては、原則として現地調査を行うとともに、必要に応じ届出者に説明又は補足資料の提出を求めるものとする。
- 3 届出書の審査において連絡調整する必要があると認められるものについては、関係各課等の意見を聴取するものとする。

### 第8 指導

- 1 届出書の審査の結果、届出に係る利用目的が法第24条第1項に該当するものと認められるときは、届出者に対し、届出に係る利用目的の変更指導について（様式第8号）により必要な指導を行うものとする。
- 2 1による指導の結果、届出者から届出の利用目的を変更する旨の申出等があったときは、届出変更申出書（様式第9号）を、届出を取り下げしたい旨の申出等があったときは、取下げ申出書を提出させるものとする。

- 3 事務所において受理した届出書において、2により届出変更申出書又は取下申出書の提出を受けたときは、速やかにその旨を事務所に通知するものとする。

#### 第9 勧告を行わない旨の通知

- 1 届出に係る事項が第24条第1項に該当しないことが明らかな場合に、不勧告通知書(様式第10号)の交付は、原則として行わない。ただし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の手続きに必要な場合は、この限りでない。
- 2 事務所において受理した届出書において、1のただし書により、不勧告通知を交付したときは、その旨を事務所に通知して、届出書整理簿に必要事項を記載するものとする。

#### 第10 勧告

- 1 届出書の審査の結果、届出に係る利用目的が法第24条第1項に該当し、かつ、届出に係る利用目的の変更又は届出の取下げ指導に従わない場合にあっては、同項の規定に基づき、浜松市土地利用審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴いて、届出者に対し、勧告書(様式第11号)により勧告するものとする。  
ただし、届出に係る利用目的に従った事業行為が、都市計画法、建築基準法に基づく申請、届出等を要する場合、都市計画への適合性、都市計画法上の開発許可要件の該当性を理由として勧告を行わないものとする。
- 2 1により審査会の意見を聴くときは、勧告に係る意見請求書(様式第12号)により行うものとする。
- 3 事務所において受理した届出書において、1により勧告したときは、速やかに事務所にその旨を通知するものとする。

#### 第11 勧告に基づく措置の報告

- 1 法第25条の規定に基づき勧告を受けた者から勧告に基づき講じた措置について報告を求める場合には、勧告に基づき講じた措置の報告書(様式第13号)により行わせるものとする。
- 2 事務所において受理した届出書において、1により報告書が提出されたときは、事務所にその写しを送付するものとする。

#### 第12 公表

- 1 法第26条第1項の規定により公表するときは、国土交通省等の関係行政機関にその内容を通知するとともに、新聞、ラジオ、テレビ等の広報手段を通じ又は市の窓口に啓示する等の方法により、勧告した旨及び勧告内容等を公表するものとする。
- 2 1の公表を行うに当たっては、あらかじめ審査会の了承を得ておくものとする。

- 3 1により公表したときは、速やかに庁内関係各課等に対し、公表内容を通知するものとする。

### 第13 助言

- 1 届出書の審査の結果、届出に係る利用目的が土地利用に関する計画に適合しない場合又は公共施設若しくは公益的施設の整備予定若しくは周辺の自然環境の保全上、明らかに不相当であると認められるときは、届出者に対し、助言を行うものとする。
- 2 1による助言の結果、届出者から、届出を取り下げたい旨の申出等があったときは、取下げ申出書を提出させるものとする。
- 3 2により事務所において受理した届出書において、取下げ申出書の提出を受けたときは、速やかにその旨を事務所に通知するものとする。

## 第3章 事前届出に係る事務処理

### 第1節 本庁又は事務所における事務処理

#### 第1 届出書の受理

本庁又は事務所は、届出をしようとする者（以下「届出者」という。）から規則第20条の3の届出書（以下「届出書」という。）の提出を受けたときは、第2章第1及び第2に準じて取り扱うものとする。

#### 第2 意見書の作成及び送付

- 1 本庁又は事務所は、意見書作成要領（別紙2）により、意見書（様式第14号）を、届出書確認チェックリスト記載要領（別紙3）により届出書チェックリスト（様式第5号）として作成するものとする。ただし、第5章による事前指導を経た旨の記載のある届出に係る意見についてはこの限りでない。
- 2 事務所は、当該届出書の受理後1週間以内を目処に意見書を本庁に送付するものとする。
- 3 意見書の作成については、第2章第3の3及び4に準じて行うものとする。

#### 第3 届出書の取下げ

第2章第4に準じて取り扱うものとする。

#### 第4 公有地の拡大の推進に関する法律が適用される場合の特例

- 1 本庁又は事務所は、届出に係る事案が公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下「公拡法」という。）第4条第3項の規定により同条第1項の届

出とみなされる場合には、届出者に届出書の副本 1 部を追加させた上、受理するものとする。

- 2 事務所において受理した届出書においては、1 の追加の副本を第 1 による届出書の送付に併せて本庁に送付するものとする。

## 第 2 節 本庁における事務処理

### 第 5 届出書の受付等

- 1 第 1 により本庁で受理したとき又は第 2 の 2 により事務所から届出書の送付を受けたときは、届出書整理簿に記載することにより届出書を受付けた後、土地取引規制実態処理システムに必要事項を入力するものとする。
- 2 第 4 の 1 により公拡法の規定による届出とみなされる届出書の副本を本庁で受理したとき及び第 4 の 2 により事務所より送付があったときは、直ちに公拡法担当者に当該届出書の副本を送付するものとする。

### 第 6 届出書が要件を欠く旨の通知

第 2 章第 6 に準じて取り扱うものとする。

### 第 7 届出書の審査

- 1 届出書の審査は、利用目的及び予定対価の額について、意見書の意見を考慮の上、利用目的審査の基準（別紙 6）及び別途「国土利用計画法審査事務の手引」（以下「審査事務の手引」という。）に基づき行うものとする。
- 2 審査に当たっては、原則として現地調査を行うとともに、必要に応じ届出者に説明又は補足資料の提出を求めるものとする。
- 3 届出書の審査において連絡調整する必要があると認められるものについては、関係各課等の意見を聴取するものとする。
- 4 届出書に添付された土地の鑑定評価書については、審査の上、土地に関する権利の相当な価額の算定に活用するものとする。
- 5 土地に関する権利の相当な価額の算定が困難であると認められるときその他特に必要があると認められるときは、不動産鑑定士に鑑定評価を依頼するものとする。

### 第 8 指導

- 1 届出書の審査の結果、届出に係る事項が法第 27 条の 5 第 1 項各号（法第 27 条の 8 第 1 項各号）のいずれかに該当するものと認められるときは、届出者に対し、届出価格の変更指導について（様式第 15 号）により必要な指導を行うものとする。
- 2 1 による指導の結果、届出者から届出の内容等を変更する旨の申出等があったとき

は、届出変更申出書（様式第16号）を、届出を取り下げたい旨の申出等があったときは、取下げ申出書を提出させるものとする。

- 3 事務所において受理した届出書において2により届出変更申出書又は取下げ申出書の提出を受けたときは、速やかにその旨を事務所に通知するものとする。

#### 第9 勧告を行わない旨の通知

- 1 届出書の審査の結果、届出に係る事項が法第27条の5第1項各号（法第27条の8第1項各号）のいずれにも該当しないと認められるときは、届出者に対し、速やかに勧告しない旨の通知書（様式第10号）に契約状況報告書（様式第17号）を添えて通知するものとする。
- 2 事務所において受理した届出書において1により通知をしたときは、速やかに事務所にその旨を通知するとともに届出整理簿に必要事項を記載するものとする。

#### 第10 勧告

- 1 届出書の審査の結果、届出に係る事項が法第27条の5第1項各号（法第27条の8第1項各号）のいずれかに該当し、かつ、届出に係る事項の変更又は届出の取下げ指導に従わない場合にあっては、同項の規定に基づき、浜松市土地利用審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いて届出者に対し、勧告書（様式第11号）により勧告するものとする。
- 2 1により審査会の意見を聴くときは、勧告に係る意見請求書（様式第12号）により行うものとする。
- 3 事務所において受理した届出書において1により勧告したときは、速やかに事務所にその旨を通知するものとする。

#### 第11 勧告に基づく措置の報告

第2章第11に準じて取り扱うものとする。

#### 第12 公表

第2章第12に準じて取り扱うものとする。

### 第4章 確認申請等に係る事務処理

#### 第1節 本庁又は事務所における事務処理

#### 第1 確認申請書の受理

- 1 確認申請をしようとする者（以下この章において「申請者」という。）から規則第2

1 条第 1 項の確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出を受けたときは、確認申請書の記載事項、別表 2 の添付図書及び提出部数（2 部）について、直ちに確認申請書形式審査要領（別紙 4 表 1 から 3 まで）により形式審査を行い、瑕疵がないと認めるときは受理するものとし、瑕疵が軽微で補正しうるものであるときは申請者に補正させた上、受理するものとする。ただし、確認申請書の土地に関する事項の所在が中区、東区、西区、南区及び北区内の確認申請書は、本庁が又は浜北区及び天竜区内の届出は、事務所が受理するものとする。

2 本庁又は事務所は、1 により確認申請書（添付書類を含む。以下同じ。）を受理したときは、確認申請書整理簿（様式第 18 号）に必要事項を記載するとともに、申請者から請求があったとき又は当該確認申請書が郵送で提出されたものであるときには、受理書（様式第 19 号）の交付若しくは確認申請書の写しに受付印を押印し受理番号を記入したものを交付するものとする。ただし、受理番号については、本庁へ確認するものとする。

3 形式審査の結果、瑕疵が判明し、又は届出が不要であると判明した場合には、補正を求める等必要な手続きをとるものとし、届出者から請求があったとき又は当該届出書が郵送で提出されたものであるときには、不受理書（様式第 20 号）を付して、当該届出書を当該届出者に返戻するものとする。

4 形式審査を行った場合において、当該確認申請に係る土地又は当該確認申請に係る土地に係る建物につき都市計画法第 29 条の開発許可、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条の建築確認その他の行政処分が必要であるにもかかわらずなされていないときは、法第 27 条の 4（第 27 条の 7 において準用する場合を含む。）に規定する届出を行わせるものとする。

## 第 2 有効期間延長申請書の受理

1 有効期間の延長の申請をしようとする者（以下この章において「延長申請者」という。）から「国土利用計画法及び同法付属法令の運用について」（昭和 50 年 1 月 24 日付 50 国土利第 11 号国土庁土地局利用調整課長通達）第 4 の 3 の（1）の有効延長申請書（以下「延長申請書」という。）の提出を受けたときは、延長申請書の記載事項、別表 2 の添付図書及び提出部数（2 部）について、直ちに延長期間申請書形式審査要領（別紙 4 表 4）により形式審査を行い、既に確認がなされ、その有効期間の満了日から起算して 4 週間以上前の申請であると認められるときは、当該延長申請書（添付図書を含む。以下同じ。）を受理し、確認申請書整理簿に必要事項を記載するものとする。ただし、延長申請書の土地に関する事項の所在が中区、東区、西区、南区及び北区内の延長申請書は、本庁が、又は浜北区及び天竜区内の届出は、事務所が受理するものとする。

2 延長申請書を受理し又は受理しないこととしたときは、第 1 の 2 又は 3 に準じ、そ



れぞれ受理書(様式第21号)又は不受理書(様式第22号)を交付するものとする。。

### 第3 確認申請書等の送付

- 1 事務所は、第1により確認申請書を受理したときは、受理した確認申請書の副本1部を受理した課の控えとし、正本1部を本庁へ速やかに送付するものとする。
- 2 第2により受理した延長申請書の送付については、1に準じて取り扱うものとする。

### 第4 意見書の作成及び送付

- 1 本庁又は事務所は、第1により確認申請書を受理したときは、意見書作成要領により、意見書(様式第23号)を、届出所確認チェックリスト記載要領(別紙3)により届出書チェックリスト(様式第5号)を作成するものとする。
- 2 事務所は、当該確認申請書の受理後1週間以内に意見書を本庁に送付するものとする。

### 第5 確認申請書等の取下げ

- 1 本庁又は事務所は、第1又は第2により受理した確認申請書又は延長申請書の取下げについては、確認申請書取下げ申出書(様式第24号)又は有効期間延長申請書取下げ申出書(様式第25号)により行わせるものとする。
- 2 1により取下げ申出書が提出されたときは、直ちに本庁に連絡の上、取下げ申出書を送付するとともに確認申請書整理簿に必要事項を記載し、申請者から請求があったときは、これを返戻するものとする。

## 第2節 本庁における事務処理

### 第6 確認申請書等の受付

第1の1若しくは第2の1により本庁で受理をしたとき又は第3により事務所から確認申請書若しくは延長申請書の送付を受けたときは、確認申請書整理簿に必要事項を記載することにより確認申請を受け付け、その申請書については、土地取引実態統計システムに必要事項を入力するものとする。

### 第7 確認申請書が要件を欠く旨の通知

- 1 確認申請書を受理した場合において、次のいずれかに該当するときは、当該申請者に対し、当該確認申請書が必要な要件を欠く旨である旨を通知(様式第26号)により通知するものとする。ただし、次の(1)又は(2)についてその相違が軽微であり、かつ、確認申請書の補正が行われたときは、この限りでない。
  - (1) 確認申請に係る土地又は建物の状況と現実の土地又は建物の状況とに相違があ

ると認められるとき。

(2) 確認申請に係る土地又は建物の状況と開発許可、建築確認その他の行政処分に係る土地又は建物とに相違があると認められるとき。

(3) 確認申請に係る土地について、住宅地としての基礎的条件の整備（取付け道路及び幹線街路の構成、上下水道及び水源の確保、排水及び終末処理の確保等）がなされていないと認められるとき。

2 事務所において受理した確認申請書において、1により当該確認申請書が必要な要件を欠くものである旨を通知したときは、速やかに事務所にその旨を通知するものとする。

## 第8 確認申請書の審査

1 確認申請書の審査は、意見書の意見を考慮して、利用目的審査の基準（別紙6）及び審査事務の手引に基づき行うものとする。

2 審査に当たっては、原則として現地調査を行うとともに、必要に応じ申請者に説明又は補足資料の提出を求めるものとする。

3 確認申請書に添付された土地の鑑定評価書については、審査の上、土地に関する権利の相当な価額の算定に活用するものとする。

4 土地に関する権利の相当な価額の算定が困難であると認められるときその他特に必要と認められるときは、不動産鑑定士に鑑定評価を依頼するものとする。

## 第9 指導

1 確認申請書の審査の結果、予定対価の額が法第27条の5第1項第1号（法第27条の8第1項第1号及び第2号）に該当すると認められるときは、申請者に対し、予定価格の額の変更指導について（様式第27号）により必要な指導を行うものとする。

2 1による指導の結果、申請者から申請の内容等を変更する旨の申出等があったときは、確認申請変更申出書（様式第28号）を、申請を取り下げたい旨の申出等があったときは、確認申請取下げ申出書を提出させるものとする。

3 事務所において受理した確認申請書において2により確認申請変更申出書又は確認申請取下げ申出書の提出を受けたときは、速やかにその旨を事務所に通知するものとする。

## 第10 確認の通知

1 確認申請書の審査の結果、予定対価の額が法第27条の5第1項第1号（法第27条の8第1項第1号及び第2号）に該当しないと認められるときは、申請者に対し、速やかに確認した旨の確認書（様式第29号）に販売状況報告書（様式第30号）用紙を添えて通知するものとする。

- 2 事務所において受理した確認申請書において1により通知したときは、速やかに事務所にその旨を通知するとともに確認申請書整理簿に必要事項を記載するものとする。

#### 第11 不確認の通知

- 1 確認申請書の審査の結果、予定対価の額が法第27条の5第1項第1号（法第27条の8第1項第1号及び第2号）に該当し、かつ、第9による指導に従わないときは、審査会の意見を聴いて、申請者に対し不確認書（様式第31号）により通知するものとする。
- 2 1により審査会の意見を聴くときは、不確認に係る意見請求書（様式第32号）により行うものとする。
- 3 事務所において受理した確認申請書において1により勧告したときは、速やかに事務所にその旨を通知するものとする。

#### 第12 有効期間の延長

- 1 有効期間延長申請に係る確認を受けた予定対価の額が周辺の地価の動向に照らして今後相当の期間法第27条の5第1項第1号（法第27条の8第1項第1号及び第2号）に該当しないと認められるときは、当該延長申請者に対し、速やかに有効期限延長通知書（様式第33号）に販売状況報告書用紙を添えて通知するものとする。
- 2 周辺の地価の動向に照らして有効期間を延長しないこととした場合には、速やかに当該延長申請者に対し、確認申請を行うべき旨を指導するとともに理由を付してその旨を通知書（様式第34号）により通知するものとする。
- 3 事務所において受理した確認申請書において1又は2により通知をしたときは、速やかに事務所にその旨を通知するとともに確認申請書整理簿に必要事項を記載するものとする。

#### 第13 処理期間

- 1 第10の1又は第11の1の通知は、確認申請書の受理日から起算して6週間を経過する日（確認申請書の記載事項に関する申請者の説明若しくは資料の提出が遅延した場合又は第9の価格修正指導を受けた申請者の確認申請に係る価額の検討が日時を要した場合で、当該受理日から起算して9週間を超えない範囲内においてこれと異なる期日を定め、理由を付してその旨を通知書（様式第35号）により当該申請者に通知したときは、当該期日）までに行うものとする。
- 2 第12の1又は2の通知は、延長申請書の受理日から起算して4週間を経過する日までに行うものとする。

#### 第14 有効期間

- 1 確認の有効期間は、原則として確認の日から12ヵ月以内とする。
- 2 有効期間の延長の申請に係る延長後の有効期間は、原則として12ヵ月以内とする。

### 第5章 事前指導申出に係る事務処理

#### 第1 本庁又は事務所における事務処理

- 1 本庁又は事務所は、事前指導の申出をしようとする者（以下この章において「申出者」という。）から事前指導申出書（様式第36号。以下「申出書」という。）を受理したときは、申出書の記載事項、別表2の添付図書及び提出部数（2部）について、事前指導申出書形式審査要領（別紙5）により形式審査を行い、瑕疵がないと認めるときは受理するとともに事前指導申出書整理簿（様式第37号）に必要事項を記載するものとする。ただし、申出書の土地に関する事項の所在が中区、東区、西区、南区及び北区内の届出書は、本庁が又は浜北区及び天竜区内の申出書は、事務所が受理するものとする。
- 2 事務所は、受理した申出書の送付については、第3章第1に準じて取り扱うものとする。
- 3 本庁又は事務所は、1により申出書を受理したときは、第3章第2に準じて意見書（様式第38号）を作成し、事務所は、速やかに本庁に送付するものとする。

#### 第2 本庁における事務処理

- 1 第1の1により本庁で受理したとき又は第1の2により事務所から申出書の送付を受けたときは、事前指導申出整理簿に必要事項を記載して受付けるものとする。
- 2 申出事項についての審査は、第3章第7に準じて行うものとする。
- 3 審査の結果、申出に係る内容が法第27条の5第1項各号（法第27条の8第1項各号）のいずれかに該当すると認められるときは、その内容に応じて、申出者に対し、必要な指導を行うものとする。
- 4 審査の結果、申出に係る内容に特段の異議がないと認められるときは、申出者に対し、速やかに事前指導を得た旨の通知書（様式第39号）により通知するものとする。
- 5 事務所において受理した確認申請書において4により通知したときは、速やかに事務所にその旨を通知するものとする。

### 第6章 雑 則

#### 第1 用紙の備付け等

- 1 本庁及び事務所は、注視区域、監視区域の指定等の状況に応じて、届出に必要な用

紙（事後届出書、事前届出書、確認申請書、延長申請書及び申出書）を常時備え付けておくものとする。

- 2 本庁及び事務所は、注視区域、監視区域の指定等の状況に応じて、該当する整理簿（届出整理簿、確認申請書整理簿及び事前指導申出書整理簿）を備え、所要事項を記載し、常に整備しておくものとする。

## 第2 事後措置

第3章第10の1、第4章第10の1又は第12の1により通知をしたものの事後措置については、別に定める「届出等の事後措置に関する事務処理要領」により行うものとする。

## 第3 所管

この要領に定める市長が行う事務は、本庁が所管する。ただし、第2章第1節、第3章第1節、第4章第1節、第5章第1及び第6章に関する事務は、事務所においても処理するものとする。

### 附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 浜松市国土利用計画法に基づく土地取引に係る事務処理要領（平成17年7月1日施行）は、廃止する。

様式第1号

届出書整理簿届

整理 番号	受取 年月 日	受理 年月日 及び受 理課	権利の 種別等	当事者の住所・氏名 又は所在・名称		土地の所在	地目と面積		(予定) 対価の額		利用目的	受付にお ける処理		届出に対 する措置		契約日
				譲受人	譲渡人		現況 地目	面積	土地	工作 物等		正本 進達日	意見書 進達日	処理 年月日	処理 内容	
			単・団 所 移・設				m <sup>2</sup>	円	円						勸告 助言 不勸告 取下げ	
			単・団 所 移・設				m <sup>2</sup>	円	円						勸告 助言 不勸告 取下げ	
			単・団 所 移・設				m <sup>2</sup>	円	円						勸告 助言 不勸告 取下げ	
			単・団 所 移・設				m <sup>2</sup>	円	円						勸告 助言 不勸告 取下げ	
			単・団 所 移・設				m <sup>2</sup>	円	円						勸告 助言 不勸告 取下げ	
			単・団 所 移・設				m <sup>2</sup>	円	円						勸告 助言 不勸告 取下げ	
			単・団 所 移・設				m <sup>2</sup>	円	円						勸告 助言 不勸告 取下げ	

受 理 書

第 号  
年 月 日

様

浜松市長 (氏名) 印

年 月 日付けで提出のあった国土利用計画法第23条第1項・第27条の4第1項・法第27条の7第1項の規定による土地売買等届出書については、下記のとおり受理しました。

なお、審査の結果、届出に係る内容が不相当である場合は、勧告等を行うことがあります。

法第27条の4第3項(法第27条の7第1項において準用する場合を含む)の規定により、届出受理の日から6週間又は同法の届出に係る指定都市の長の通知があるまでは、当該届出に係る契約(予約も含む。)を締結することはできません。

この規定に違反して契約を締結した場合には法第48条の規定により処罰されることがあります。

記

- 1 受理年月日 年 月 日  
2 受理番号 第 号  
3 届出に係る土地の所在及び地番

事前届出の場合の注意書き

様式第3号

不 受 理 書

第 号  
年 月 日

様

浜松市長 氏 名 印

年 月 日付けで提出のあった国土利用計画法第23条第1項・第27条の4第1項・法第27条の7第1項の規定による土地売買等届出書については、下記により受理できません。

なお、補正等の措置を講じた上で再提出して下さい。

記



様式第4号

第 号  
年 月 日

浜松市都市計画部土地政策課長 氏 名 様

浜松市 部 課長 氏 名

意 見 書

国土利用計画法第23条第1項の規定による土地売買等の契約についての届出が別紙のと  
おりありましたので、下記の意見を付して送付します。

記

1 届出者等

受理番号		受理年月日	年 月 日
届出者	権利取得者	職業	
届出地(面積)	( m <sup>2</sup> )		

2 意見

事 項	意 見
法第24条第1項関係 (公表されている土地 利用計画への適合性)	
公表されていない土地 利用計画への適合性	
公共・公益的施設の整 備の予定	
周辺の自然環境の保全	
そ の 他	
総 合 判 断	適 合 不 適 合

3 届出に係る土地の現行法令による規制状況

地域区分	面積 ( m <sup>2</sup> )	備 考
都 市 地 域		都計区分 用途地域
農 業 地 域		農用地区域 農振地域(農用地区域外) 農振地域外
森 林 地 域		保安林 保安施設地区 地域森林計画対象民有林 その他の森林
自然公園地域		(国立・国定・県立)公園 (特別・特別保護・普通)地域
自然保全地域		(原生・自然環境保全・県立自然環境保全)(特別・普通)地区
計		

様式第5号

ア     イ    ウ

届出書チェックリスト

1 受理課		2 市町村コード	0	2	4
3 受理年月日	年 月 日	4 整理番号	第 号		
5 単団の区分	1 単独の届出 2 売りの一団で新規 3 売りの一団で2以外 4 買いの一団で新規 5 買いの一団で4以外				
6 届出当事者	A (譲受人) 共有 人 個人法人 1 個人 2 法人 都道府県コード <input type="text"/>		B (譲渡人) 共有 人 個人法人 1 個人 2 法人 都道府県コード <input type="text"/>		
	業種コード1 2 3 4 5 6 7		業種コード1 2 3 4 5 6 7		
7 監視区域	1 監視区域外 2 監視区域内で法定面積以上(青監) 3 監視区域内で法定面積未満(赤監)				
8 主たる地目	1 田 2 畑 3 宅地(住宅、工場、倉庫、商業用地等) 4 牧場・原野 5 山林・保安林 6 雑種地 7 その他				
9 添付鑑定	0 無し 1 有り				
10 個別法による規制の状況					
都市地域	都計区域	1 都市計画区域外 2 市街化区域 3 市街化調整区域			
	用途地域	〔共通〕 0 1 無指定			
		〔用途地域〕			
		0 2 第1種低層住居専用地域			
		0 3 第2種低層住居専用地域			
		0 4 第1種中高層住居専用地域			
		0 5 第2種中高層住居専用地域			
		0 6 第1種住居地域			
		0 7 第2種住居地域			
		0 8 準住居地域			
	0 9 近隣商業地域				
	1 0 商業地域				
	1 1 準工業地域				
	1 2 工業地域				
	1 3 工業専用地域				
農業地域	1 地域外 2 農用地区域 3 農用地区域外農振地域 4 振興予定地域				
森林地域	1 地域外 2 保安林 3 保安施設地区 4 地域森林計画対象民有林 5 2～4以外の森林地域				
自然公園地域	1 地域外 国立公園(2 特別地域 3 特別保護地域 4 普通地域) 国定公園(5 特別地域 6 特別保護地域 7 普通地域) 県立公園(8 特別地域 9 普通地域)				
自然保全地域	1 地域外 自然環境保全地域(2 原生 3 特別地区 4 普通地区) 県自然環境保全地域(5 特別地区 6 普通地区)				

1 1 利用目的	
0 1 1 住宅（自用）	1 戸建住宅 2 共同住宅 3 寄宿舍
0 1 2 住宅（賃貸）	4 分譲地 5 その他
0 1 3 住宅（販売）	
0 2 1 商業施設（自用）	1 事務所 2 物品販売店舗（大型） 3 物品販売店舗（中・小型）
0 2 2 商業施設（賃貸）	4 飲食店 5 銀行 6 ホテル 7 流通施設（商業）
0 2 3 商業施設（販売）	8 自動車整備工場 9 ガソリンスタンド 10 その他
0 3 0 生産施設	1 工場 2 資材置場 3 倉庫 4 流通施設（生産） 5 共同選果場 6 交通ターミナル 7 電気・ガス等供給施設 8 電報・電話局 9 その他
0 4 0 レクリエーション	1 劇場 2 パチンコ店 3 スポーツ施設 4 スキー場 5 アミューズメント施設 6 クアハウス 7 文化施設 8 庭園 9 その他
0 5 0 ゴルフ場	1 通常コース 2 ショートコース
0 6 1 別荘（自用）	
0 6 2 別荘（賃貸）	
0 6 3 別荘（販売）	
0 7 0 林業	
0 8 0 農業・畜産・水産業	1 農地 2 菜園 3 牧草地 4 農業用牧畜 5 畜舎 6 養魚場 7 その他
0 9 0 駐車場	1 立体駐車場（地下あり） 2 立体駐車場（地下なし） 3 平屋駐車場 4 地下駐車場 5 その他
1 0 0 病院等その他の利用目的	1 病院 2 砂利等採取 3 産業廃棄物処理場 4 一般廃棄物処理場 5 残土処理場 6 リサイクル施設 7 文化施設 8 研修施設 9 研究施設 10 学校 11 福祉関連施設 12 宗教法人施設 13 集会所 14 墓園・墓地 15 その他
1 1 0 資産保有・転売等目的	1 資産保有 2 転売 3 その他
1 2 0 その他	1 担保目的 2 取下げ 3 その他

様式第 6 号

番号	
----	--

取 下 げ 申 出 書

年 月 日

(あて先)  
浜松市長

住所  
氏名 印

国土利用計画法第 2 3 条第 1 項・法第 2 7 条の 4 第 1 項・法第 2 7 条の 7 第 1 項に基づき 年 月 日付けで受理された土地売買等届出については、取り下げます。

記

1 権利取得者(譲受人)

住 所

氏 名

事前届出の場合

1 届出当事者

譲受人 住所

氏名

譲渡人 住所

氏名

2 土地の所在及び面積

(注)住所及び氏名を記載し、押印のうえ次あて提出してください。

印鑑は、届出書に押印したものと同一のものを使用してください。

提出先 〒430 - 8651 浜松市中区元城町 1 0 3 番地の 2

浜松市都市計画部土地政策課

グループ

様式第7号

通 知 書

第 号  
年 月 日

様

浜松市長 氏 名 印

年 月 日付けをもって提出のあった届出書については、年 月  
日 付け 第 号により受理しましたが、当該届出は、下記の理由により要  
件を欠くので通知します。

記

様

浜松市長 氏 名

㊟

届出に係る利用目的の変更指導について（通知）

国土利用計画法第 23 条第 1 項に基づき、 年 月 日付けをもって届出のあった土地売買等の契約について、あなたの届出した利用目的は、同法第 24 条第 1 項に規定する土地利用目的の適合性を欠くと認められるので、これを適正な利用目的に変更されるよう通知します。

至急、検討のうえ、利用目的を変更する場合は「届出変更申出書」を 2 部作成し、記名・押印のうえ早急に提出してください。

記

1．届出に係る土地の所在及び面積

2．届出者

権利取得者（譲受人）

住 所

氏 名

3．利用目的の審査結果

（ 1 ）適合性を欠く理由等

（ 2 ）今後の検討事項等

様式第9号

番号	
----	--

届出変更届出書

年 月 日

(あて先)  
浜松市長

権利取得者(譲受人)

住所

氏名

印

国土利用計画法第23条第1項の規定に基づき 年 月 日付けで受理された土地売買等届出については、下記のとおり利用目的を変更します。

記

1 権利取得者(譲受人)

住 所

氏 名

2 土地の所在及び面積

3 変更内容

区 分

変 更 前

変 更 後

届出に関する

利用目的

(注)住所及び氏名を記載し、押印のうえ次あて提出してください。

印鑑は、届出書に押印したものと同一のものを使用してください。

提出先 〒430 - 8652 浜松市中区元城町103番地の2

浜松市都市計画部土地政策課 グループ

# 不 勧 告 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

浜松市長 氏 名 印

国土利用計画法\_\_\_\_\_の規定に基づき 年 月 日付けをもって届出のあった下記の土地売買等の契約について、同法\_\_\_\_\_の規定に基づく勧告をしないこととしたので通知します。

なお、その土地の利用に当たっては、他の法令等に係る許可等を受けなくてはならない場合があることを申し添えます。

## 記

(事後届出)

1. 権利取得者(譲受人)  
譲受人 住所  
氏名

(事前届出)

1. 届出当事者  
譲受人 住所  
氏名  
譲渡人 住所  
氏名

2. 土地の所在

3. 面積

4. 予定(設定)対価の額 土地価額 円(単価 円/㎡)  
工作物等価額 円

5. 特記事項

(注)

- 1 消費税の課税対象となるものの額については、消費税に相当する額を含んでいます。
- 2 審査基準が異なるため、この通知があったからといって、必ずしも農地法、都市計画法、森林法、自然公園法等の法令に係る許認可等を受けられるものとはならないので、十分ご承知おきください。

事後届出については、原則として不勧告通知を交付しない。

ただし、租税特別措置法による控除申請に必要な場合に限り交付する。



# 勸告書

第 号  
年 月 日

様

浜松市長 氏 名 印

国土利用計画法\_\_\_\_\_の規定に基づき 年 月 日付けを  
もって届出のあった土地売買等の契約について、同法\_\_\_\_\_の  
規定に基づき下記のとおり勸告します。

(なお、この勸告に基づき講じた措置を別紙様式により、 年 月 日まで  
に報告してください。)

## 記

勸告事項	
------	--

(注意)

- (1) 勸告に従わない場合には、国土利用計画法第 26 条の規定に基づき、その旨及び勸告の内容が公表されます。
- (2) 勸告に基づき講じた措置を報告しない場合、又は虚偽の報告をした場合には、同法第 49 条の規定により罰せられます。

様式第 1 2 号

## 勧告に係る意見請求書

第 号  
年 月 日

浜松市土地利用審査会  
会長 様

浜松市長 氏 名 印

国土利用計画法\_\_\_\_\_の規定に基づき別添届出書のとおり届出のあつた土地売買等の契約について、\_\_\_\_\_の規定に基づき別紙勧告議案書のとおり勧告したいので、貴会の意見を求めます。

記

- 1 勧告の内容
- 2 勧告を必要とする理由

様式第13号

## 勧告に基づき講じた措置の報告書

年 月 日

(あて先)  
浜松市長

住所  
氏名 印

国土利用計画法\_\_\_\_\_の規定に基づき勧告を受けた土地売買等の契約について、下記のとおり措置したので報告します。

### 記

- 1 勧告を受けた土地売買等の契約の内容  
土地の所在  
土地の面積  
権利の種類  
予定(設定)対価の額

土地の利用目的

- 2 勧告に基づき講じた措置

( \* 契約をした場合には、契約書の写を添付願います )

様式第14号

第 号  
年 月 日

浜松市都市計画部土地政策課長 氏 名 様

浜松市 部 課長 氏 名

意 見 書

国土利用計画法第27条の4第1項・第27条の7第1項の規定に基づく届出に対する意見は、下記のとおりです。

記

1 届出者等

受 理 番 号		受理年月日	年 月 日	
届出者	譲渡人		職業	
	譲受人		職業	
届出地(面積)		( ) m <sup>2</sup>		

2 意 見

事 項		意 見
1 号 関 係	価格の妥当性	.....
		.....
2 号 関 係	土地利用目的自体の適合性	.....
	土地利用計画との適合性	.....
3 号 関 係	公共・公益的施設の整備の予定	.....
	周辺の自然環境との整合性	.....
その他、法第27条の8第1項第2項の適合性		.....
総 合 判 断		適 合                      不 適 合

3 届出に係る土地の現行法令による規制状況

地域区分	面積 (m <sup>2</sup> )	備 考
都 市 地 域		都計区分                      用途地域
農 業 地 域		農用地区域    農振地域(農用地区域外)    農振地域外
森 林 地 域		保安林    保安施設地区    地域森林計画対象民有林    その他の森林
自然公園地域		(国立・国定・県立)公園              (特別・特別保護・普通)地域
自然保全地域		(原生・自然環境保全・県立自然環境保全)(特別・普通)地区
計		

様

浜松市長 氏 名 ⑩

届出価格の変更指導について（通知）

国土利用計画法第27条の4第1項・法第27条の7第1項に基づき、 年  
月 日付けをもって届出のあった土地売買等の契約について、あなたの届出した  
価格は、同法第27条の5第1項・法第27条の8第1項第1号及び第2号に規定する  
相当な価額に照らし、著しく適正を欠くと認められるので、下記3に記載する指導額以  
下に変更されるよう通知します。

当事者双方で協議のうえ、届出額を変更する場合は「届出変更申出書」、又は売買等の  
契約を中止する場合は「取下げ申出書」を各2部作成し、記名・押印（実印）のうえ早  
急に提出してください。

記

1. 届出に係る土地の所在及び面積

2. 届出当事者

譲受人 住所

氏名

譲渡人 住所

氏名

3. 予定対価の審査結果

区 分	届出額	指導額
土地単価	円 / m <sup>2</sup>	円 / m <sup>2</sup>
土地総額	円	円
工作物等	円	円

4. 特記事項

この通知書は、「不勧告通知書」ではありません。

様式第 16 号

番号	
----	--

届 出 変 更 申 出 書

年 月 日

(あて先)  
浜松市長

譲受人 住所  
氏名 印  
譲渡人 住所  
氏名 印

国土利用計画法第 27 条の 4 第 1 項・法第 27 条の 7 第 1 項の規定に基づき  
年 月 日付けで受理された土地売買等届出については、下記のとおり予定対価の  
額を変更します。

記

1 届出当事者

譲受人 住所  
氏名  
譲渡人 住所  
氏名

2 土地の所在及び面積

3 変更内容

区 分	変 更 前	変 更 後
土地に関する 単価	円 / m <sup>2</sup>	円 / m <sup>2</sup>
予定対価の額 総額	円	円
工作物の予定対価の額	円	円

(注) 住所及び氏名を記載し、押印のうえ次あて提出してください。

印鑑は、届出書に押印したものと同一のものを使用してください。

提出先 〒430 - 8652 浜松市中区元城町 1 0 3 番地の 2

浜松市都市計画部土地政策課 グループ

様式第17号

契 約 状 況 報 告 書

年 月 日

(あて先)  
浜松市長

報告者 〒 電話 - -  
住 所  
氏 名 印  
(担当者)

年 月 日付け 第 号により勧告しない旨の通知に係る土地売買等の契約については、次のとおり(締結、中止、延期)したので報告します。

記

譲 受 人

譲 渡 人

土地の所在

面積

契 約 日 年 月 日 実測清算

届 出 額 土 地 価 格 円(単価 円/㎡)  
工 作 物 価 格 円

契 約 額 土 地 価 格 円(単価 円/㎡)  
工 作 物 価 格 円

そ の 他 (6ヶ月を経過しても、契約締結又は中止をしない場合の見通し等について記入してください)

確認申請書整理簿

整理番号	受取年月日	受理年月日と受理課	不受理・受理書交付日	処理権限	新再延長	権利の種類	申請者の住所・氏名又は所在・名称	土地及び土地にする工作物等に関する事項				受付における処理		確認申請書に対する措置			備考	
								土地の所在	面積	区画数	予定対価の額		正本進達日	意見書進達日	通知日	処理内容		取下げ日
											土地	工作物等						
			不受理 .. 受理書 ..	年 月 日	新再延	所 地 賃 他								指導無確認 指導語確認 不確認				
			不受理 .. 受理書 ..	年 月 日	新再延	所 地 賃 他								指導無確認 指導後確認 不確認				
			不受理 .. 受理書 ..	年 月 日	新再延	所 地 賃 他								指導無確認 指導後確認 不確認				
			不受理 .. 受理書 ..	年 月 日	新再延	所 地 賃 他								指導無確認 指導後確認 不確認				
			不受理 .. 受理書 ..	年 月 日	新再延	所 地 賃 他								指導無確認 指導後確認 不確認				
			不受理 .. 受理書 ..	年 月 日	新再延	所 地 賃 他								指導無確認 指導後確認 不確認				
			不受理 .. 受理書 ..	年 月 日	新再延	所 地 賃 他								指導無確認 指導後確認 不確認				



受 理 書

第 号  
年 月 日

様

浜松市長 氏 名 印

国土利用計画法施行規則第21条第1項の規定に基づき、 年 月 日付  
けをもって提出のあった確認申請書については、下記のとおり受理しました。

なお、確認する旨の通知があるまでに申請に係る土地について土地売買等の契約を締  
結した場合には、同法第47条第1号の規定により刑罰が科せられる場合があります。

記

1 受 理 年 月 日 年 月 日

2 受 理 番 号 第 号

様式第20号

不 受 理 書

第 号  
年 月 日

様

浜松市長 氏 名 印

国土利用計画法施行規則第21条第1項の規定に基づき、 年 月 日付  
けをもって提出のあった確認申請書については、下記により受理できません。

記

様式第21号

受 理 書

第 号  
年 月 日

様

浜松市長 氏 名 印

年 月 日付けをもって提出のあった有効期間延長申請書については、下記のとおり受理しました。

記

1 受 理 年 月 日 年 月 日

2 受 理 番 号 第 号

様式第22号

不 受 理 書

第 号  
年 月 日

様

浜松市長 氏 名 印

年 月 日付けをもって提出のあった有効期間延長申請書については、下記により受理できません。

記

様式第 2 3 号

第 号  
年 月 日

浜松市都市計画部土地政策課長 氏 名 様

浜松市 部 課長 氏名

意 見 書

国土利用計画法施行規則第 2 1 条第 1 項の規定に基づく確認申請に対する意見は下記のとおりです。

記

受 理 年 月 日	年 月 日	受 理 番 号	第 号
申 請 者			
申請者の業種			
申請地及び分譲地の名称等	-----		
処 理 区 分	浜松市土地利用対策庁内委員会・幹事会 宅地造成事業に関する法律・都市計画・その他		
浜松市土地利用対策庁内委員会（幹事会）を経た申請の場合	( 1 ) 了承内容と申請内容が（一致する。一致しない。） ( 2 ) 一致しない場合その理由		
都市計画法に基づく開発許可申請の場合	( 1 ) 許可内容と申請内容が（一致する。一致しない。） ( 2 ) 一致しない場合その理由		
協定、条件等の履行状況	( 1 ) 協定、条件等が（履行されている。履行されていない。） ( 2 ) 履行されていない場合、履行されない協定条件項目		
価格の妥当性	周辺の売買事例価格等に比べて（妥当である。おおむね妥当である。やや疑問である。妥当でない。） ----- -----		
周辺の公共事業の有無	( 1 ) 周辺（おおむね 5 0 0 m 以内）の公共事業の（有・無） ( 2 ) 有とした場合その事業名、計画年次		
現行法令による規制状況（該当欄を でかこむ）	都市計画区分	市街化区域・調整区域・非線引都計区域・その他の区域・( 都計外 )	
	用途区分	1, 2 低層・1, 2 中高層・1, 2 住居・準住居・近商・商業・準工・工業・工専	
	農業地域	農用地域・農用地域外の農振地域・振興予定地域	
	森林地域	保安林・保安施設地区・地域森林計画対象民有林・その他の森林	
	自然公園地域	( 国立・国定・県立 ) 公園・( 特別・特別保護・普通 ) 地域	
その他の地域			
その他特記すべき事項			
総 合 判 断	適 合 不 適 合		

様式第 2 4 号

番号	
----	--

確認申請取下げ申出書

年 月 日

(あて先)  
浜松市長

住所  
氏名  
(代表者名) 印

国土利用計画法施行規則第 2 1 条第 1 項に基づき 年 月 日付けで提出  
した確認申請書については、取り下げます。

記

1 土地の所在

2 面 積

3 区 画 数

(注)住所及び氏名を記載し、押印のうえ次あて提出してください。

印鑑は、届出書に押印したものと同一のものを使用してください。

提出先 〒430 - 8652 浜松市中区元城町 1 0 3 番地の 2

浜松市都市計画部土地政策課 グループ

様式第 2 5 号

有効期間延長申請取下げ申出書

年 月 日

(あて先)  
浜松市長

住所  
氏名 印  
(代表者名)

年 月 日付けで提出した有効期間延長申請書については、取り下げます。

記

1 土地の所在

(注)住所及び氏名を記載し、押印のうえ次あて提出してください。

印鑑は、届出書に押印したものと同一のものを使用してください。

提出先 〒430 - 8652 浜松市中区元城町 1 0 3 番地の 2

浜松市都市計画部土地政策課 グループ

様式第26号

通 知 書

第 号  
年 月 日

様

浜松市長 氏 名 印

年 月 日付けをもって提出のあった確認申請書については、年  
月 日付け 第 号により受理しましたが、当該受理は、下記の理由によ  
り無効であるので通知します。

記



様式第 27 号

第 号  
年 月 日

様

浜松市長 氏 名 印

予定対価の額の変更指導について（通知）

国土利用計画法施行規則第 21 条第 1 項の規定に基づき、 年 月 日付  
けをもって届出のあった土地に係る権利の移転（設定）の予定対価の額は、国土利用計  
画法第 27 条の 5 第 1 項第 1 号・法第 27 条の 8 第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する相  
当な価額に照らし、著しく適正を欠くと認められるので、別紙に記載する指導額以下に  
変更されるよう通知します。

これにより、予定対価の額を変更する場合は「変更申出書」を、又は取下げる場合は  
「取下げ申出書」を各 2 部作成し、記名・押印（実印）のうえ早急に提出してください。

記

1. 申請者

住 所

氏 名

2. 届出に係る土地の所在及び区画数

3. 指導内容

別紙のとおり

4. 特記事項

この通知書は、「不勧告通知書」ではありません。

様式第 2 8 号

年 月 日

確認申請変更申出書

(あて先)  
浜松市長

住所  
氏名 印  
(代表者名)

国土利用計画法施行規則第 2 1 条第 1 項に基づき、 年 月 日付けで受理  
された確認申請書については、別紙のとおり変更します。

(注) 住所及び氏名を記載し、押印のうえ次あて提出してください。  
印鑑は、届出書に押印したものと同一のものを使用してください。  
提出先 〒430 - 8652 浜松市中区元城町 1 0 3 番地の 2  
浜松市都市計画部土地政策課 グループ

確 認 書

第 号  
年 月 日

様

浜松市長 氏 名 印

年 月 日付けをもって申請のあった下記の土地に係る権利の移転（設定）の予定対価の額（別添）については、国土利用計画法施行規則第 21 条第 1 項の規定に基づく確認をしたので通知します。

なお、この確認書の有効期限は 年 月 日までです。

記

1. 申請者
2. 土地の所在
3. 区画数
4. 特記事項

（注）

- 1 有効期間の満了日における契約未了物件について、次の要件を満たす場合には、申請により有効期間を延長することがあります。
  - （1） 有効期間満了後もこの確認に係る価額を超えない価額で土地に関する権利の移転（設定）を行うものであること。
  - （2） この確認に係る区画の形状の変更又はこの確認に係る建物の改築等をせずに土地に関する権利の移転（設定）を行うものであること。
  - （3） この確認の有効期間満了日から起算して 4 週間以上前に有効期間の延長を申請すること。
- 2 1 の要件を満たさない場合に、有効期間満了後も継続して土地に関する権利の移転（設定）を行うためには、再度確認を受けることが必要です。
- 3 有効期間の延長又は再度の確認を受けることなく、土地売買等の契約をした場合は、国土利用計画法第 47 条第 2 項の規定により刑罰を科せられる場合があります。
- 4 販売状況について、別紙の要領に従い市担当課へ報告してください。

様式第 30 号

販売状況報告書

年 月 日

(あて先)  
浜松市長

報告者 (〒 )  
住所  
氏名 印  
(担当者)  
(電話)

国土利用計画法施行規則第 21 条第 1 項の規定に基づき確認を受けた土地の販売状況について下記のとおり報告します。

記

- 1 確認年月日及び番号  
年 月 日  
第 号
- 2 確認を受けた土地の所在
- 3 販売状況  
販売区画・口数 区画・口 (別添内訳書参照)  
(うち前回までの報告区画・口数 区画・口)
- 4 添付図書  
・確認書 (明細書を含む。)又は有効期間延長通知書の写し  
・販売広告

不 確 認 書

第 号  
年 月 日

様

浜松市長 氏 名 印

年 月 日付けをもって提出のあった確認申請書については、土地に係る権利の移転（設定）の予定対価の額が下記の理由により国土利用計画法第27条の5第1項第1号・法第27条の8第1項第1号及び第2号に該当すると認められるので、確認しない旨通知します。

記

1 土地の所在及び地番

2 理 由

様式第32号

## 不確認に係る意見請求書

第 号  
年 月 日

浜松市土地利用審査会 様

浜松市長 氏 名 印

国土利用計画法施行規則第21条第1項の規定に基づく別紙（土地に関する権利の移転等）の確認申請については、下記の理由により、国土利用計画法第27条の5第1項第1号・法第27条の8第1項第1号及び第2号に該当するため、確認をしないこととしたいので貴会の意見を求めます。

記

理 由

有効期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

浜松市長 氏 名 印

年 月 日付けをもって申請のあった確認書により通知した確認に関し  
年 月 日付けをもって提出のあった有効期間の延長申請については、有  
効期間を 年 月 日まで延長することとしたので通知します。

記

1. 申請者

(注)

- 1 延長後の有効期間の満了日における契約未了物件について、次の要件を満たす場合には、申請により有効期間を再延長することがあります。
  - (1) 延長後の有効期間満了後もこの確認に係る価額を超えない価額で土地に関する権利の移転(設定)を行うものであること。
  - (2) この確認に係る区画の形状の変更又はこの確認に係る建物の改築等をせずに土地に関する権利の移転(設定)を行うものであること。
  - (3) 延長後の有効期間満了日から起算して4週間以上前に有効期間の延長を申請すること。
- 2 1の要件を満たさない場合に、延長後の有効期間満了後も継続して土地に関する権利の移転(設定)を行うためには、再度確認を受けることが必要です。
- 3 有効期間の再延長又は再度の確認を受けることなく、土地売買等の契約をした場合は、国土利用計画法第47条第2項の規定により刑罰を科せられる場合があります。
- 4 販売状況について、別紙の要領に従い市担当課へ報告してください。

様式第34号

## 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

浜松市長 氏 名 印

年 月 日付けをもって提出のあった確認の有効期間の延長申請については、下記の理由により、有効期間を延長しないこととしたので通知します。

なお、有効期間満了後、土地売買等の契約を締結しようとする場合には、国土利用計画法第27条の4・第27条の7に基づき、届出をし又は、再度確認を受けることが必要です。

記

理 由



様式第 3 5 号

## 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

浜松市長 氏 名 印

年 月 日付けをもって提出のあった確認申請については、確認するかどうかを決定し、通知する期限を下記の理由により 年 月 日としたので通知します。

記

様式第36号(その1)  
(土地取得の場合)

区 分	所・地・賃・他
受理番号	年 月 日 第 号
処理番号	年 月 日 第 号

事前指導申出書

年 月 日

(あて先)  
浜松市長

申出者

住 所 (〒 )

氏 名 印

(担当者)

TEL ( )

国土利用計画法の規定に基づく届出にさきだち下記のとおり指導を申し出ます。

記

権利の移転又は設定に係る土地に関する事項	所 在	周 辺
	申 出 面 積	m <sup>2</sup> 筆
権利の移転又は設定に係る土地を含む一団の土地に関する事項	利 用 目 的	
	計 画 総 面 積	m <sup>2</sup> 筆
権利の種類等	所有権・地上権・賃借権・その他( )の移転・設定	
その他参考となるべき事項		
予定対価の額等	別紙明細書のとおり	

(別紙明細書) (事前指導申出・土地取得の場合)

NO.

一連 番号	字及び 地番	土地に関する事項						工作物に関する事項		予定対価の総額 ( A + B )	特記事項	権利の 所有者
		地目 (現況)	面積	単価	予定対価の 額 ( A )	地上権の場合		種類等	予定対価の 額 ( B )			
						存続 期間	地代 (年額)					
			m <sup>2</sup>	円	円	年	円		円	円		

様式第36号(その2)  
(宅地等分譲の場合)

区 分	所 ・ 地 ・ 賃 ・ 他
受 理 番 号	年 月 日 第 号
処 理 番 号	年 月 日 第 号

事前指導申出書

年 月 日

(あて先)  
浜松市長

申出者  
住 所 (〒 )  
氏 名 印  
(担当者)  
TEL ( )

国土利用計画法の規定に基づく届出にさきだち下記のとおり指導を申し出ます。

記

権利の移転又は 設定に係る土地 に関する事項	所 在	周 辺		
	土地に関する 事 項	合 計 面 積	予 定 対 価 合 計 額	
		m <sup>2</sup>	円	
	工作物等に 関する事項	合計専有床面積等	予 定 対 価 合 計 額	
m <sup>2</sup>		円		
内 訳 は 別 紙 明 細 書 の と お り				
権利の移転又は 設定に係る 土地を含む 一団の土地 に関する事項	分譲地等の名称			
	土地の面積	計 画 総 面 積	販 売 予 定 総 面 積	販 売 済 面 積
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	分譲区画数	計 画 総 区 画 数	販 売 予 定 区 画 数	販 売 済 区 画 数
区画		区画	区画	
権利の種類等	所有権・地上権・賃借権・その他( )の移転・設定			
その他参考と なるべき事項				

事前指導申出書整理簿

整理番号、 受理年月日、受理課	申出者 住所及び氏名（所在及び名称） 担当者名電話番号	土地の所在	分譲地 等の名称	計画総面積	計画総区画数 ・筆数	申出予定対価		工作物等 の状況 種類・価格	正 本 進達日	備考
				今回の 申出面積	今回の申出 区画・筆数	総額	円		意見書 進達日	
						平均	円 / m <sup>2</sup>			
				m <sup>2</sup>	区画 筆		円			
				m <sup>2</sup>	区画 筆		円	円		
				m <sup>2</sup>	区画 筆		円			
				m <sup>2</sup>	区画 筆		円	円		
				m <sup>2</sup>	区画 筆		円			
				m <sup>2</sup>	区画 筆		円	円		
				m <sup>2</sup>	区画 筆		円			
				m <sup>2</sup>	区画 筆		円	円		

浜松市都市計画部土地政策課長 氏 名 様

浜松市 部 課長

意 見 書

国土利用計画法第27条の4第1項・法第27条の7第1項の規定に基づく届出の事前指導申出に対する意見は、下記のとおりです。

記

受 理 年 月 日	年 月 日	受 理 番 号	
申 請 者			
申 請 地 及 び 分譲地の名称等			
申請地の代表地番			
申請地のフリガナ	( )		
地 域 区 分	市街化区域・調整区域・非線引都計区域・その他の区域		
処 理 区 分	浜松市土地利用対策庁内委員会・幹事会 宅地造成事業に関する法律・都市計画・その他		
浜松市土地利用対策庁 内委員会（幹事会）を 経た申請の場合	(1) 了承内容と申請内容が（一致する。一致しない。） (2) 一致しない場合その理由		
都市計画法に基づく開 発許可申請の場合	(1) 許可内容と申請内容が（一致する。一致しない。） (2) 一致しない場合その理由		
協定、条件等の履行状 況	(1) 協定、条件等が（履行されている。履行されていない。） (2) 履行されていない場合、履行されない協定条件項目		
価 格 の 妥 当 性	周辺の売買事例価格等に比べて (妥当である。おおむね妥当である。やや疑問である。妥当でない。)		
周辺の公共事業の 有 無	(1) 周辺（おおむね500m以内）の公共事業の（有・無） (2) 有とした場合その事業名、計画年次		
その他 特記すべき事項			
総 合 判 断	適 合 不 適 合		

様式第39号

第 号  
年 月 日

様

浜松市長 氏 名 印

国土利用計画法に基づく土地取引に係る事務処理  
要領の規定に基づく事前指導について（通知）

年 月 日付けで提出のあった事前指導申出については、審査の結果、  
適当と認めたので通知します。

なお、国土利用計画法第27条の4第1項・法第27条の7第1項の規定に基づく届  
出を行うに当たっては、市の事前指導を経た旨を明記するよう申し添えます。

記

1．土地の所在及び分譲地等の名称

2．区画（筆）数

区画（筆）（内訳は別紙のとおり）